

## 高齢運転者の交通事故防止対策について

### 「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」の開催

高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、平成28年11月15日に「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」が開催された。同関係閣僚会議では、総理から以下3点について、取り得る対策を早急に講じるとともに、政府一丸となって対策に取り組むように指示があった。

- 認知症対策を強化した改正道路交通法の円滑な施行に万全を期すこと
- 自動車の運転に不安を感じる高齢者の移手段の確保など社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を進めること
- 更なる対策の必要性について、専門家の意見を聞きながら、検討を進めること

### 「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」について

「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」が開催されたことを受け、高齢運転者による交通事故防止について、関係行政機関における更なる対策の検討を促進し、その成果等に基づき早急に対策を講じるため、平成28年11月に交通対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣）の下に関係省庁局長級を構成員とする「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」を設置して検討を行った。

平成29年6月30日に全体的な取りまとめを行うとともに、交通対策本部において、同年7月7日、取りまとめた取組を緊急かつ強力に推進することを決定し、政府一体となって各種取組を推進している。

#### 高齢運転者による交通事故防止に向けて(概要)

平成29年6月  
高齢運転者交通事故防止対策  
ワーキングチーム

#### 1. 改正道路交通法の円滑な施行

凡例：◎既に開始  
○実施予定

- ◎ 医師の診断体制の確保に向けた警察と医師会等の連携強化～協力医師約4,800人を確保(29年5月末現在)～
- ◎ 認知症の早期診断・対応に向けた警察と地方公共団体福祉部局の連携強化

#### 2. 高齢者の移手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備

- 公共交通機関の利用促進～タクシー相乗りサービスの実証実験等～(29年度中に開始)
- 自家用有償運送の導入・活用の円滑化～使用車両や運行形態の拡大・手続の合理化等～(29年度中に開始)
- 介護サービスと輸送サービスの連携強化～介護保険制度の移動支援サービスの普及拡大等～(速やかに開始)

#### 3. 高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策

- (1) 有識者会議の提言を踏まえた今後の方策
  - 運転適性相談の抜本的見直し～運転免許証の自主返納の促進等～(速やかに実施)
  - 運転免許制度の更なる見直し～80歳以上の運転リスクが特に高い者への実車試験の導入等～(速やかに検討開始)
- (2) 「安全運転サポート車」(サポカーS)の普及啓発
  - ◎ コンセプトの策定・公表
  - ◎ 官民を挙げた普及啓発～広報活動の展開や体験機会の拡大等～
  - 安全基準等策定・自動車アセスメント拡充による先進安全技術の普及促進(既に検討開始)
- (3) 高速道路における逆走対策の一層の推進
  - 逆走車両を警告・誘導する民間技術等の実道での実験(29年7月に開始)

#### 【数値目標】

80歳以上の高齢運転者による事故死者数 32年までに200人以下(29年中に250人以下) ※26～28年平均約270人  
24～25年平均約250人

関係省庁において各種取組を推進した結果、平成29年中の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数は、242人となり、当面の目標である「29年中に250人以下」を達成したが、30年中は、266人と増加に転じており、引き続き政府一丸となり各種取組を強力に推進していく。

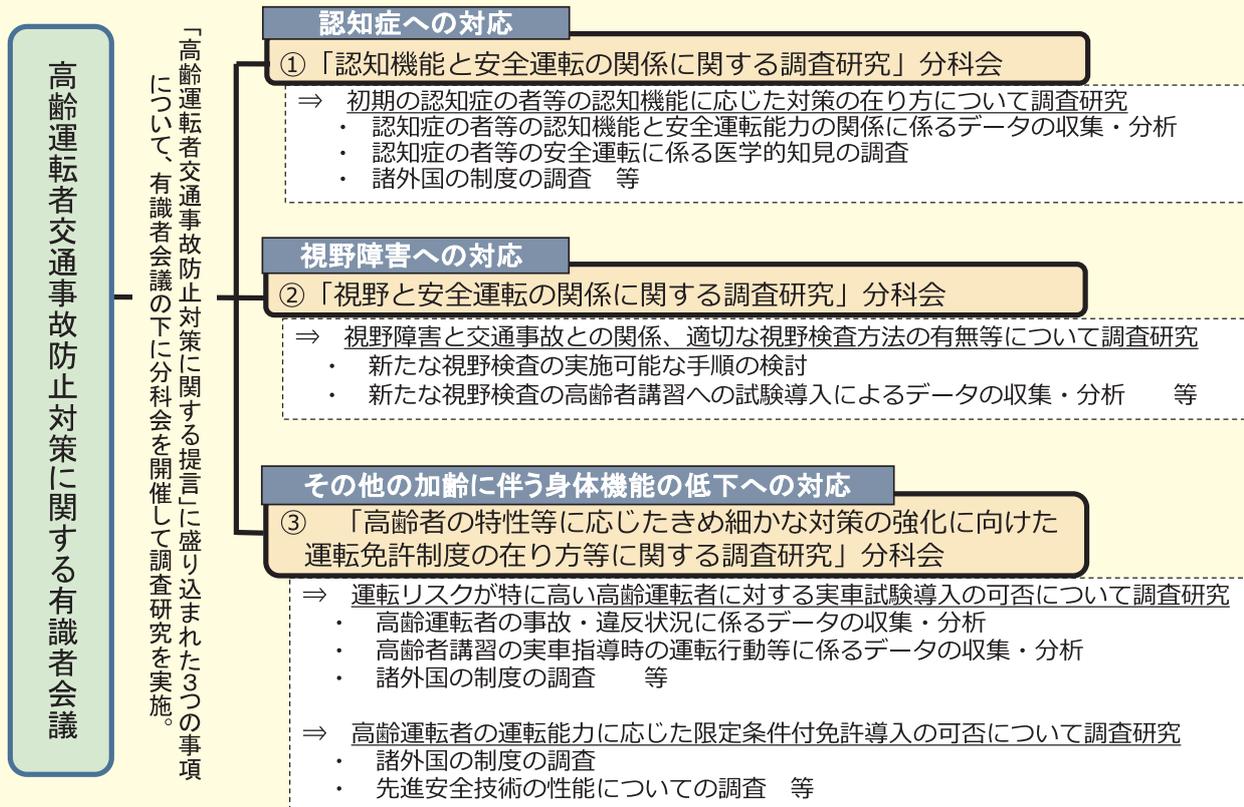
### 平成30年度中の主な取組の紹介

#### 1 高齢運転者交通事故防止対策に関する調査研究の実施

警察庁では、「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」を開催し、平成29年6月、同会議で「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」が取りまとめられた。

提言では、高齢者の特性が関係する交通事故を防止するために必要な方策について、有識者会議での議論の結果が取りまとめられており、認知症をはじめとする運転リスクとそれへの対応として「認知症」、「視野障害」及び「その他の加齢に伴う身体機能の低下」という3つの課題について調査研究を実施すること等、今後の方策が示されている。これを受け、警察庁では、有識者会議の下に、以下の3つの分科会を開催し、調査研究を実施したところであり、令和元年度においても引き続き調査研究を実施することとしている。

#### 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議に係る分科会について



#### 2 安全運転サポート車（サポカーS）の普及啓発

秋の全国交通安全運動期間に合わせた全国規模でのサポカー試乗会の実施

秋の全国交通安全運動期間に合わせて、交通事故の防止、被害軽減に資する誤発進抑制機能等先進安全技術を搭載した自動車（サポカー/サポカーS）について理解を深め、試乗の機会をつくるため、

各地域の主催者の協力を得て、「全国サポカー大試乗祭りin秋の全国交通安全運動」を開催した。平成30年9月14日～10月31日の期間中、33都道府県において、計102回のサポカー/サポカーS試乗会を開催した。



第31回国際電気自動車シンポジウム・展示会(EVS31)にサポカー/サポカーS 普及啓発ブースの出展

平成30年9月30日～10月3日、神戸コンベンションセンター神戸国際展示場にて、電気自動車等に関する世界最大級の国際シンポジウム・展示会であるEVS31が開催された。国内外から約3,000名の参加者が来場し、300社近くの企業や団体による電気自動車関連等の部品や製品が展示される中、経済産業省はサポカー/サポカーSの普及啓発ブースを出展した。



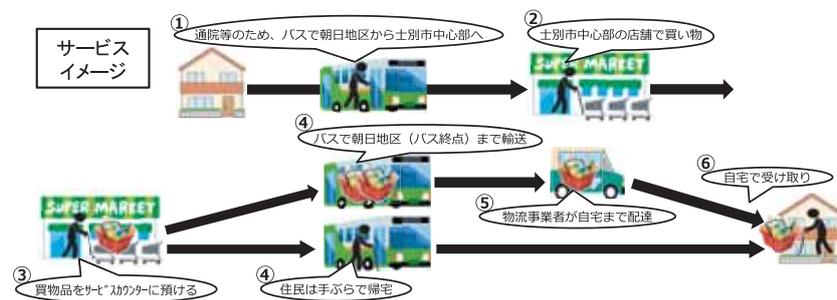
#### 技術基準の策定等

衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術について国際基準化を主導し、安全基準の策定を検討することとしている。また、基準策定までの間、自動車メーカー等の求めに応じ、衝突被害軽減ブレーキの性能を国が認定する制度を平成30年3月に創設した。自動車メーカー等から申請があった乗用車に係る試験を行い、順次結果を公表することとしている。また、新車への対策に加え、既販車への装着が可能な後付けの装置についても、安全性を担保しつつ、普及促進を図ることとしている。

### 3 高齢者の移動手段の確保に関する取組

「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめに基づき、公共交通の利用促進や貨客混載等の促進に関して、引き続き周知を行った。

貨客混載バスを利用した買物支援サービスの例  
対象店舗で購入した商品を路線バスとトラックを使って購入者の自宅に当日配送  
(北海道士別市：平成31年3月28日開始)



#### 実証実験時の様子



バスで買物品を輸送

買物品を降ろし、配達へ

許可・登録を要しない輸送（「互助」による輸送）の範囲を明確にするため、平成29年度に作成した制度解説パンフレットを、より見やすくわかりやすい形に改訂した。

平成30年11月から開催している「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」における検討等を踏まえて、公共交通の充実を図るなど、引き続き高齢者の移動手段の確保について推進している。

#### 4 高齢運転者交通安全推進事業講習会の実施について

内閣府では、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）のうち、地域の高齢者に影響力のあるリーダー等を対象に、高齢者の特性に応じた交通安全対策の普及を促進するための講習会を行ってきたが、平成30年度から新たに「高齢運転者交通安全推進事業講習会」として開催した。近年の高齢運転者による交通事故の動向を踏まえ、高齢者の交通安全のために必要な知識を習得することにより、指導力を高め、地域での高齢者交通安全教育を継続的に推進することのできる人材の育成を目指した。

平成30年度は、奈良県宇陀市及び広島県広島市の2地区において各々2回開催し、1回目は、自動車教習所において、高齢者の身体機能及び認知・判断力の自己診断、体力維持のための健康体操並びに実車を用いて高齢者の安全運転に必要な知識を習得し、「安全運転サポート車」の機能体験、道路交通法及び運転免許証を自主返納した際の移動手段に関する支援措置等について説明を受けた後、班別討議により、高齢ドライバー地域講習会の企画案の作成、検討並びに全体討議により発表、討論を行い、参加・体験・実践型の講習会とした。2回目は、1回目のフォローアップとして班別討議を行った。

また、啓発普及効果を把握するためフォローアップ調査を実施し、今後の取組に反映していく。

